

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）の施行に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料及び変更許可申請手数料の改定を行うため。

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年伊丹市条例第 号）

伊丹市手数料条例（平成12年伊丹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3第7号中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に、「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に、「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に、「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に、「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に、「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に、「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に、「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改め、同表第23号中「590, 000円」を「725, 000円」に、「705, 000円」を「860, 000円」に、「795, 000円」を「960, 000円」に、「975, 000円」を「1, 180, 000円」に、「1, 135, 000円」を「1, 370, 000円」に、「2, 275, 000円」を「2, 820, 000円」に、「2, 910, 000円」を「3, 620, 000円」に、「3, 535, 000円」を「4, 395, 000円」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。